

# 2023 年度 介護等体験予定者へ

## I. 2023 年度 介護等体験の実施について

2023 年度に介護等体験を予定している学生は、体験先（特別支援学校や社会福祉施設）での受入が可能である限りは介護等体験を予定どおり実施することが望まれます。（但し、今後新型コロナウイルスの感染拡大に伴い介護等体験の実施が困難と大学が判断した場合はこの限りではありません。）なお、介護等体験に臨む場合には、自己の感染症対策を徹底するとともに、体験先の感染症対策の取り組みについても十分に理解し、その指示に従ってください。

一方で、当初予定していた体験先（特別支援学校や社会福祉施設）で受入不可となった場合や新型コロナウイルス感染症およびその蔓延防止のための措置の影響、その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難となった場合は、代替措置を講じます。

## II. 受入不可等により介護等体験を行うことが困難となった場合の代替措置について

受入不可等により介護等体験を行うことが困難となった場合は、指定の教材<sup>1)</sup>を利用して各自学修し、定められた指示に従ってレポートを作成することを代替措置とします。

この代替措置により十分な成果が確認できた場合は、「介護等体験証明書」と同等の効果をもつ「介護等体験代替措置完了証明書」を発行します。

代替措置が必要になった場合は、免許資格課程センター事務室より詳細を指示します。

なお、社会学部社会福祉学科所属の学生については、2023 年度までに「社会福祉に関する科目を定める省令（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）第 5 条第 1 項の規定により実習演習科目の確認を受けた大学等における当該実習演習科目」にあたる社会福祉学科設置科目のいずれかの単位修得をもって、「介護等体験代替措置完了証明書」を発行することも可能です。この代替措置が必要になった場合は、免許資格課程センター事務室へ至急連絡の上、今後の流れについて指示を受けてください。

対象科目：

2020 年度以前生：10922132 社会福祉実習Ⅴ、10922133 社会福祉実習Ⅵ

2021 年度以降生：10922017 ソーシャルワーク専門実習Ⅰ、  
10922018 ソーシャルワーク専門実習Ⅱ

※この代替措置は、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（4 文科教第 1638 号 令和 5 年 2 月 28 日）にもとづく対応です。

<sup>1)</sup>「独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材」

### Ⅲ. 特別支援学校もしくは社会福祉施設のどちらか片方が受入不可等になった場合

特別支援学校もしくは社会福祉施設のどちらか片方でも体験を受け入れてくださる場合は、その受け入れてくださるどちらか片方の介護等体験を予定どおり実施することが望まれます。

ただし、体験日数が7日間に満たない場合は、前述のレポート提出による代替措置により充足することが可能となります。その場合は、免許資格課程センター事務室より体験可能な日数分の体験が済み次第、詳細を指示します。

#### 【Q&A】

Q. 基礎疾患や持病があり、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化するリスクを考慮して修学上の合理的配慮を申請し、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室より、体験への参加は見合わせるよう配慮提案が出されていますが、それでも受入が可能である限りは体験を予定どおり実施しなければならないでしょうか。

A. 免許資格課程センター事務室に相談の上、指示を仰いでください。

Q. 介護等体験が中止となった場合、体験費用は返還されますでしょうか。

A. 一旦納入された体験費用は原則として返還されませんが、体験先（体験費用が発生するのは社会福祉施設）の事情により中止となった場合などは、体験費用の一部もしくは全額が返還されることがあります。体験先や所管の社会福祉協議会の事情により、ケースバイケースの対応となります。当然ながら、体験費用の一部もしくは全額の返還が可能な場合は、対象者に連絡のうえ返還します。

なお、事情により、返還手続きに相当の時間がかかることもあり得ますがご了承ください。

### Ⅳ. 体験が実施される場合の体験先決定のお知らせについて

先に案内した通り、2023年度に介護等体験を予定している学生は、体験先（特別支援学校や社会福祉施設）での受入が可能である限りは介護等体験を予定どおり実施することが望まれます。

体験先の決定通知については、大学へ連絡が届き次第随時学修支援システムDUE Tによるメッセージ配信によりお知らせしますので、定期的にメッセージ着信を確認くださいますようお願いいたします。

また、至急に手続きが必要な方には事務室より個別に連絡する場合がありますので、着信履歴があった場合は必ず折り返し電話をしてください。

同志社大学 免許資格課程センター事務室  
・今出川校地 075-251-3208  
・京田辺校地 0774-65-7048